

逃走少年の手配処理について（例規通達）

昭和 40 年 4 月 22 日
栃防発第 2875 号
栃木県警察本部長通達

手配を要する逃走少年の適正迅速な処理を執行するために必要事項を定めたものである。

本通達の概要は、処理要領等である。